

高知県立消費生活センター

地域見守り情報



第78号

家の修繕工事はその場で契約しない！

業者の訪問によって契約した家の修繕工事について、「契約したが、高額なので解約したい」などの相談が寄せられています。家の修繕工事やリフォームなどは契約金額が高額なため、慎重に検討しましょう。

【県内事例①】

近所で屋根の工事をしていた業者が、「お宅の屋根に穴が開いている」と言って訪ねて来た。屋根に上がって撮った写真を見せられたが、穴が開いているようには思わなかった。しかし、業者の話を聞いていると不安になり、見積りをしてもらった。話の途中で印鑑を求められ、よく確認せず契約書に署名押印してしまった。家族に話すと解約するように言われ、翌日業者に連絡したが「キャンセルできない」と言われた。(70代女性)

【県内事例②】

「お宅の屋根の塗装がはがれているのを見つけて訪問した」と業者が訪ねて来た。「そのままにしていたら、大変なことになる」と言われ、約65万円の契約書を提示された。「高額なので決められない」と断ったが、「明日断っても構わないので、サインしてください」と言われ、断り切れずにサインしてしまった。(60代女性)

アドバイス

1. 業者に工事を勧められてもその場で契約せず、本当に必要な工事なのかよく検討しましょう。
2. 家の修繕工事のように高額な契約の際は、複数の業者から見積りを取り、金額と工事内容を比較しましょう。
3. 見積書や契約書などの書類は、必ず受け取りましょう。
4. 訪問販売の場合、契約書を受け取った日を含めて8日以内はクーリング・オフができます。よく分からないときは、消費生活センターにご相談ください。



©KANAGAWA2013

☎ 高知県立消費生活センター 088-824-0999